

附属機関の運営等

千葉県行政組織条例

(会長及び副会長)

第30条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選によつてこれを定める。

2項、3項（略）

4 副会長が置かれていない附属機関にあつては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。

(会議)

第32条 附属機関の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2項、3項（略）

(部会)

第33条 附属機関は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

4項、5項（略）

6 附属機関は、その定めるところにより、部会の議決をもつて当該附属機関の議決とみなすことができる。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「附属機関」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(会議の運営等)

第34条 この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

情報公開推進会議の設置等

千葉県行政組織条例

別表第2

附属機関名	担任する事務
千葉県情報公開推進会議	情報公開制度の運営の改善に関する事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議すること。

別表第3

附属機関名	組織	委員の構成	定数	任期
千葉県情報公開推進会議	会長 委員	1 学識経験を有する者 2 住民の代表者	5人以内 10人以内	2年

千葉県情報公開条例

(推進会議)

第27条の2 千葉県情報公開推進会議（以下「推進会議」という。）は、情報公開制度の運営の改善に関する事項について調査審議するため、必要な情報の提供を実施機関その他推進会議が必要と認めるものに求めることができる。この場合において、当該情報の提供が行政文書の提示により行われたときは、何人も、推進会議に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

- 2 県民は、情報公開制度の運営の改善に関する意見を推進会議に対して述べるができる。
- 3 開示請求をし、又はしようとするものは、実施機関の情報公開に係る事務についての苦情があるときは、推進会議に対し、その旨を申し出ることができる。ただし、次の各号に掲げる苦情については、これを申し出ることができない。
 - (1) 審査会の調査権限についての苦情
 - (2) 開示決定等について行政不服審査法による不服申立てをすることができるものに係る苦情
 - (3) 開示決定等について行政不服審査法による不服申立てを行った場合における当該不服申立てに係る苦情
- 4 推進会議は、前項の規定による苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。
- 5 推進会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

○ 千葉県情報公開推進会議の設置について

1 設置にいたる経緯

(1) 平成15年 9月 千葉県情報公開推進委員会からの提言

- ・ 情報公開の在り方について県民の声を反映させることを目的とする「情報公開推進会議（仮称）」を設置することを検討すべきである。
- ・ 申立てを受けて開示請求事案の処理・窓口対応に問題がなかったかを調査検討する機関として「情報公開オンブズマン（仮称）」を設置することを検討すべきである。

なお、申立ては開示請求者のみならず、請求を受けた実施機関からも行うことができることとし、必要に応じて開示請求者から事情を聞いた上、開示請求者の請求が適正かどうかの初期的・第1次的判断を行うことができるようにすべきである。

(2) 平成16年 8月 千葉県情報公開審査会からの答申

- ・ 情報公開の在り方について県民各界各層の意見を取り入れ、検討する機関として、新たな第三者機関（情報公開推進会議（仮称））を設置することは有意義であると考えられる。その意味で、委員に公募による一般県民を含める等、組織の構成に配慮すべきである。
- ・ 円滑な制度運用が阻害されている現状を改善するために、第三者機関の必要性は否定できないところであるが、第三者機関として別個独立の組織を設置するのではなく、情報公開推進会議（仮称）に円滑な運用の阻害要因の解消に向けた活動を行う機能を持たせることを検討すべきである。

(3) 平成16年12月 千葉県情報公開条例の一部を改正する条例の公布 平成17年 2月 千葉県議会情報公開条例の一部を改正する条例の公布

2 設置等の根拠等

設置の趣旨

情報公開制度の充実と円滑な運用のために、制度の運用の改善について、県民の意見を取り入れ検討し、併せて開示請求者等から、情報公開窓口の対応等に関する苦情処理を行なう附属機関として設置

設置の根拠

千葉県行政組織条例別表第2及び別表第3

権能等の規定

千葉県情報公開条例第27条の2

千葉県議会情報公開条例第28条の2

3 委員の構成

条例上の構成	具体的な構成
学識経験者 (5名以内)	大学教授及び弁護士
住民の代表者 (10名以内)	(県民各界各層の関係者により構成) 一般公募による委員3名以内のほか、報道機関、経営者団体、労働団体、環境団体、福祉団体、消費者団体、PTA 団体からの推薦に基づき選任した。

※ 委員の任期は2年

4 具体的な活動

(1) 制度改善についての調査審議

情報公開制度の充実と円滑な運用のため、請求、決定等の情報公開事務の状況等に基づき、制度改善について調査審議する。

(2) 情報公開事務に関する苦情処理

情報公開事務に関する苦情を受け付け、第三者的立場から事情等を調査し、これらの苦情を処理する。

※ 具体的な活動形態は、情報公開推進会議自身が決定する。

千葉県情報公開推進会議における議決について

平成17年7月29日

1 議決の趣旨

千葉県情報公開推進会議（以下「推進会議」という。）に係る千葉県情報公開条例（以下「条例」という。）第27条の2及び千葉県議会情報公開条例（以下「議会条例」という。）第28条の2の規定の施行に際して必要となる事項について、千葉県行政組織条例第34条の規定により会長が定めることができる事項を除き、部会の設置その他の必要な事項を議決によって定めるもの。

2 議決事項

(1) 苦情処理調査部会を設置すること。

[内容]

推進会議の部会として、条例第27条の2第3項及び議会条例第28条の2第3項の規定により申出のあった苦情を専任的に処理し、制度の円滑な運営に支障があると考えられる請求事案その他特異な事案に係る調査を行うため、苦情処理調査部会を設置する。

[理由]

推進会議の活動として、情報公開事務に係る苦情の処理が規定されており、また、設置に至る当初からの検討の中で、制度の円滑な運営に支障があると考えられる請求事案その他特異な事案の調査を行うことが予定され、推進会議に一定の調査権限が付与されているが、これらを円滑かつ迅速に行うためには、法律的知識及び紛争処理に係る専門的見識を有する委員による部会を設置することが必要である。なお、部会の構成及び運営については、会長が別に定める。

また、調査については、推進会議が調査することを妨げるものではない。

(2) 苦情処理調査部会の議決をもって、推進会議の議決とみなすこと。

[内容]

苦情処理調査部会の議決は、その議決をもって推進会議の議決とみなすこととする。

[理由]

情報公開事務に係る苦情については、推進会議に対して申し出られるが、実施機関等に対して、問題点を指摘し、是正等に関する意見を通知することが考えられる。この際、実施機関等に対して意見等を通知することを、全て推進会議の議決に関わらせていたのでは迅速かつ円滑な処理が不可能となるので、苦情処理部会の議決をもって推進会議の議決とみなす必要がある。

第1回 千葉県情報公開推進会議

審議用資料

○ 県の体制（本県の情報公開制度の沿革）	1
○ 請求等の状況	3
○ 請求件数等の各県比較	4
○ 実施機関別請求件数	4
○ 請求件数及び開示等の実施状況	5
○ 不服申立て件数の推移	5
○ 特徴的な請求	6

○ 県の体制（本県の情報公開制度の沿革）

1 制度

年月	事項	説明
S 6 3. 1 0	千葉県公文書公開条例の施行	対象を公文書（決裁・供覧文書）として公開制度を立ち上げ。
H 1 0. 4	特例条例の施行	千葉県公文書公開条例の非公開条項に対して、実施機関の職員の職・氏名や食糧費の支出に伴う懇談会等の出席者の所属・職・氏名並びに食糧費及びタクシー借上げ料の債権者の名称等を特例として公開する。
H 1 3. 4	千葉県情報公開条例の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念として「知る権利」「説明する責務」を明記 ・ 対象文書を組織共用文書（電磁的記録を含む。）に拡大 ・ 実施機関に公安委員会及び警察本部長を加えた（施行は14. 4）。 ・ 「適正請求」の責務に加え、併せて「請求権の濫用禁止」の規定を置いた。 ・ 請求権者を拡大し、実質的に誰でも開示請求できることとした。 ・ 出資法人の情報公開を規定（14. 4各出資法人において制度立ち上げ）
	行政資料有償頒布実施要綱の施行	県が作成した行政資料を希望者に有償で頒布する制度の立ち上げ
	県政情報の公表に関する要綱の施行	県の主要会議や主要事業の状況を初めとした県政情報を県民に公表する制度の立ち上げ
H 1 3. 6	知事等の交際費の支出に係る情報の公表に関する要綱の制定	知事、副知事、出納長の交際費の支出に係る情報の公表の実施
H 1 4. 4	千葉県議会情報公開条例の施行	千葉県議会に係る情報公開制度を立ち上げ
H 1 7. 4	千葉県情報公開条例の改正 特例条例の廃止	千葉県情報公開推進委員会の提言や千葉県情報公開審査会の答申を踏まえての改正 (概要は別紙)

(別紙)

情報公開条例の改正等の概要について

1 情報公開推進会議の設置

情報公開制度の運営の改善について、県民の意見を取り入れ検討し、併せて苦情の処理を行うなどの機能を担う機関として設置
なお、委員には県民からの公募委員を含むものとする。

情報公開制度の検討のための第三者機関を設置しているもの 東京都、神奈川県など5都県

なお、苦情処理等の機能を担うものの設置例はない。

2 開示請求対象文書の拡大

現在、請求対象が昭和63年度以後に作成・取得した行政文書に限られているものを、保有する全ての行政文書が請求できるよう請求対象の範囲を拡大するなどの改正を行う。

保有する全ての行政文書を対象としているもの 東京都、宮城県など8都道府県

3 審議会等の会議の公開

審査会、審議会等の附属機関やこれらに類するものの会議を原則公開とすることを情報公開条例に規定する。

同種の規定を情報公開条例に置くもの 宮城県、三重県など10道府県

4 特例条例の廃止及びこれに伴う情報公開条例の関係規定の改正

原則公開の趣旨を徹底するため、特例条例を廃止するとともに、情報公開条例の関係規定を改正する。

特定の情報を開示するための特例条例は、全国的にも例がなかった。

5 審査会委員の守秘義務違反に係る罰則の改正

審査会委員の守秘義務違反に係る罰金額を増額

国の審査会委員に関する法の改正に倣った増額であり、全国的に同様の改正を予定している都道府県が多い。

施行期日

平成17年4月1日（ただし、推進会議については公布の日から6月以内に施行）

○ 請求等の状況

1 開示請求件数の推移

年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
請求件数(件)	38,409	43,625	48,342	20,685	23,331	19,223	15,299	9,354
請求者数(人)	172	147	175	215	265	315	271	285

※ 請求件数は当該年度に開示・不開示の決定を行った数を記載している。

2 各年度別の上位請求者10名の請求件数及び請求件数全体に占める割合

(件)

順位	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
1	11,331	7,784	14,866	3,835	9,666	5,272	3,950	1,374
2	5,078	7,055	9,608	2,521	2,943	2,774	2,072	1,357
3	3,707	4,605	4,481	2,376	1,630	2,517	1,791	1,068
4	3,359	4,335	3,692	2,360	1,611	2,095	1,764	595
5	2,769	4,089	3,631	1,937	660	758	671	584
6	2,350	3,440	3,020	1,204	496	670	569	567
7	2,101	2,772	1,291	1,037	459	512	542	445
8	1,153	2,118	1,207	861	440	409	449	357
9	702	1,923	1,055	662	366	377	246	221
10	485	1,719	1,039	338	261	262	190	204
計	33,035	39,840	43,890	17,131	18,532	15,646	12,244	6,772
(割合)	86.0%	91.3%	90.8%	82.8%	79.4%	81.4%	80.0%	72.4%
総件数	38,409	43,625	48,342	20,685	23,331	19,223	15,299	9,354

3 本県における堆積する不服申立ての処理状況

時点	不服申立て件数 (\$63からの累積数)	処理区分件数 (\$63からの累積数)	当該年度の処理件数
13年度末	11,168	処理済 367	81
		未処理 10,801	
14年度末	11,581	処理済 1,341	974
		未処理 10,240	
15年度末	11,679	処理済 4,413	3,072
		未処理 7,266	
16年度末	11,753	処理済 11,520	7,107
		未処理 233	

○ 請求件数等の各県比較

(件)

都道府県	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
千葉県	38,409	43,625	48,342	20,685	23,331	19,223	15,299	9,354
茨城県	10,461	2,609	5,647	5,229	8,059	3,893	6,974	6,718
栃木県	76,537	1,495	3,047	1,799	5,181	1,286	4,673	4,108
群馬県	2,411	771	451	1,327	2,460	1,294	2,166	4,412
埼玉県	21,141	11,407	10,320	4,577	6,588	15,068	7,315	10,620
東京都	1,812	1,697	1,591	1,703	2,249	2,620	3,297	3,531
神奈川県	6,281	5,823	3,189	6,523	4,808	6,257	5,349	6,854

※ 東京都は処分件数を1件として計上している。

○ 実施機関別請求件数

(件)

部局	区分	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
全体	件数	38,409	43,625	48,342	20,685	23,331	19,223	15,299	9,354
	割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
知事部局	件数	10,509	7,309	9,678	3,291	5,776	8,243	4,392	4,159
	割合	27.3%	16.7%	20.0%	15.9%	24.7%	42.9%	28.7%	44.5%
教育委員会	件数	27,033	28,681	36,338	17,252	15,722	10,557	8,037	4,158
	割合	70.4%	65.7%	75.2%	83.4%	67.4%	54.9%	52.5%	44.4%
監査委員	件数	447	2,012	643	71	303	112	2,198	32
	割合	1.2%	4.6%	1.3%	0.4%	1.3%	0.6%	14.4%	0.3%
人事委員会	件数	193	5,567	1,167	37	669	14	51	15
	割合	0.5%	12.8%	2.4%	0.2%	2.9%	0.1%	0.3%	0.2%
企業庁	件数	221	27	436	29	472	45	69	45
	割合	0.6%	0.1%	0.9%	0.1%	2.0%	0.2%	0.5%	0.5%
その他	件数	6	29	80	5	389	252	552	945
	割合	0.0%	0.1%	0.2%	0.0%	1.7%	1.3%	3.6%	10.1%

○ 請求件数及び開示等の実施状況

区分		9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	
請求件数	件数	38,409	43,625	48,342	20,685	23,331	19,223	15,299	9,354	
開示決定等の実施状況	開示	件数	10,388	9,455	14,526	10,857	8,547	8,242	8,739	4,588
		割合	27.0%	21.7%	30.0%	52.5%	36.6%	42.9%	57.1%	49.0%
	部分開示	件数	25,396	27,304	27,424	7,938	12,820	8,788	5,251	3,094
		割合	66.1%	62.6%	56.7%	38.4%	54.9%	45.7%	34.3%	33.1%
	不開示	件数	1,563	3,700	1,255	524	1,687	1,997	1,151	661
		割合	4.1%	8.5%	2.6%	2.5%	7.3%	10.4%	7.6%	7.1%
	不存在等	件数	1,032	3,156	5,038	1,329	159	101	75	27
		割合	2.7%	7.2%	10.5%	6.4%	0.7%	0.5%	0.5%	0.3%
	取下げ	件数	30	10	99	37	118	95	83	984
		割合	0.1%	0.0%	0.2%	0.2%	0.5%	0.5%	0.5%	10.5%

※ 新条例下では、対象文書の不存在は不開示決定に含まれる。

○ 不服申立て件数の推移

(件)

区分	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
知事部局	125	358	1,689	46	20	358	75	41
教育委員会	502	4,712	916	1,019	187	0	19	15
その他	638	174	557	4	1	55	4	18
合計	1,265	5,244	3,162	1,069	208	413	98	74

○ 特徴的な請求

本県において対応に困難が生じた特徴的な請求の事例としては、開示請求書に下記の件名で記載されたものがある。

- ① ○○に関する一切の文書を請求するもの
 - ・ ○○課（△△班）が保有するすべての情報
 - ・ ○○課が県立学校に通知したすべての文書
 - ・ ○月に開催された△△委員会会議に関する起案文書を含む全ての文書
- ② 県の行政事務が違法であることを前提に請求するもの
 - ・ ○○課が保有する△△に関し、違法が許されることがわかる書類
 - ・ ○○課長が刑法の職権濫用罪にならないことが分かる書類
- ③ 公開事務におけるミス指摘し、これに関する文書等を求めるもの
 - ・ 決定通知書の郵送に伴い、条例の定める手続に違反して県が特定した開示対象文書が無償で送付した全ての事案にかかる全文書
 - ・ 決定通知書に不服申立ての教示がない違法を放置してよい根拠がわかる書類
- ④ 反復継続して請求があるもの
 - ・ ○○課職員全員の△月分旅行命令書
 - ・ ○○課が保有する△月分の供覧文書リスト記載のすべての文書

2005年7月25日

千葉県情報公開推進会議

委員長様
委員各位

会議の運営等についての要望書

全国に先駆けた情報公開推進機関として、千葉県情報公開推進会議が発足したことを心から喜び、幅広く県民各界各層から選ばれた委員の方々のご活躍に期待しています。

貴会議の発足により本県の情報公開制度が飛躍的に発展すると思われまます。第1回の会議が開催されるに当たり、情報公開制度を利用して行政側が県民の目線を重視し、県民の立場に立った施策をなすよう活動をしている当連絡会議は、これまでの経験を基に下記のとおり要望致します。

これらの要望が受け入れられ、貴会議が名実ともに「徹底した情報公開」と「県政への県民参加」の推進者となられるよう希望します。

記

1. 推進会議の持ち方

1) 他の審議会等の模範となるように心がけてください。

ア 当推進会議設置の経緯を重く受け止めて、県民の期待に応えるよう全力で任務遂行に当たってほしいこと。

イ 部会も全て全体会議と同様とすること。

2) 基本的には、~~09~~₀₂年度に発足した千葉県情報公開推進委員会での会議の持ち方を踏襲してください。

ア 毎会議において終了前30分間を傍聴人の発言のために確保すること。なお、傍聴人と委員との論議も可能とすること。

イ 全ての委員に十分な発言を保証するために、委員同士による討議の時間を2時間とすること。(委員1人3分間2回の発言で計90分、2分間1回の発言で計30分とすれば総計2時間となる。)

ウ 傍聴人が幅広い県民各界各層の意見を聴取できる機会を保証すること。

3) 傍聴人に委員と同様の会議資料を配布してください。

2. 委員各位への要望について

1) 単に事務局の意に添っただけと思われる発言をしたり、議論の中身を事務局に依存したりしないこと。

2) 団体代表者は選考経緯を含めて委員になった経緯について、県民へ何らかの形で説明すること。

3) 居住する自治体で自ら情報公開と住民監査請求を体験してほしいこと。

3. 会議録等の作成及び公表について

1) 会議録は電磁的記録から作成するものとし、全ての発言者の名字を明記すること。
(事務局長、事務局職員、傍聴人も含む)



- 2) 会議終了後1週間以内に当該会議の決定事項をA4版1枚にまとめた速報版を作成すること。
- 3) 会議終了後4週間以内にA4版2～3枚程度の概要版を作成すること。
- 4) 会議終了後8週間以内に詳細版を作成すること。
- 5) 上記2) 3) 4) の文書はインターネット上で公表すると共に、千葉県文書館行政資料室や地方
事務所で県民の利用に供すること。
センター

4. 傍聴の取扱いについて

- 1) 裁判所の公判廷のように、時刻に関係なく誰でもが自由に会議室に出入りできること。
- 2) 傍聴を希望する市民・県民にその住所氏名等の記載を求めないこと。
- 3) 傍聴人にも会議録記載の自己の発言を修正する機会を保障すること。
- 4) 発言した傍聴人には会議録の自己の発言を修正のための発言部分送付のために住所の申告を求められることができること。
- 5) 定員に固執するのではなく、可能な限り傍聴を希望する市民・県民の要望に応えること。

以上